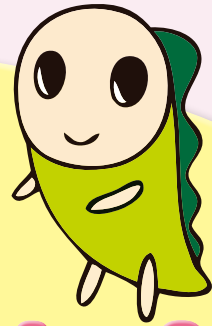


杉並区立保育園 保育実践方針



子どもの未来への
可能性を信じ、
子ども・保護者・保育者同士が
対話するなかで、
質の高い杉並の
保育を築く



「杉並区立保育園保育実践方針」の策定にあたって

近年、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、子どもの生活や育ちに様々な影響が見られます。また、保育の提供主体や方法が多様化するなかで、「保育の質」の維持・向上が大きな課題となっています。

そのような状況のもと、これまで各区立保育園でそれぞれ培ってきた保育の現状を伝えあい、共有しながら「区立保育園の目指す保育」を全園で行っていく必要があるとの考え方のもとに、平成20年9月に保育園職員を中心とした検討会を発足させ、本方針について精力的に議論を重ねてきました。検討会においては、平成21年11月に原案のとりまとめに至りましたが、今後の保育制度に大きな影響を与える「子ども・子育て新システム」など、国の動きが急となり、その検討状況などを見ながら、さらに引き続き必要な検討を加えたものです。

本方針が各園で活用され、杉並の保育の質のさらなる向上につながることを期待します。

平成23年8月

杉並区保健福祉部保育課

「杉並区立保育園保育実践方針」改定にあたって

平成30年には保育実践方針が策定され7年が経ちました。この間区では、待機児童解消とその継続のため認可保育施設を核とした施設整備を進めてまいりました。この結果、実践方針策定時の平成23年度と比較して、認可保育施設は約2倍以上に増えており、すべての施設において、質の高い保育実践により一層力を注いでいく必要があります。

一方、国は保育所保育指針を改定（本年4月1日から実施）しました。新たな保育指針では、乳児保育と3歳未満児保育に係る内容の充実とともに、小学校就学後につながる幼児教育の共有化等が図られました。

これらの区立保育園を取り巻く状況の変化を踏まえ、このたび現場の保育士を中心に1年あまりにわたる検討を経て本実践方針を改定しました。

本実践方針が、引き続き各園で活用され、区立保育園における杉並の保育の質のさらなる向上につながることを期待します。

平成30年12月

杉並区保健福祉部保育課

目次

第1章	本方針の基本的な考え方	4
1	基本的な考え方	4
2	全体的な計画との関係	5
	(1) 「全体的な計画」作成の観点	
	(2) 本方針と「全体的な計画」との関係	
第2章	保育を高めるために	7
1	実体験に根ざした保育	7
	(1) 五感と四肢発達の促進	
	(2) 豊かな体験の機会の提供	
	(3) 体験におけるプロセスの重視	
	(4) 子ども同士で考え合い協力して物事を進める力の醸成	
2	一人ひとりの成長発達に必要な援助の的確な提供	11
	(1) 子どもが心地よく安心できる生活	
	(2) きめ細やかな個別発達援助	
	(3) 子どもの可能性への確信と成長や学びの物語づくり	
	(4) 保護者の就労・家庭生活への理解	
3	保護者と協力した「共育て」の推進	15
	(1) 保育情報（記録）の保護者との共有	
	(2) 保護者とのコミュニケーションの充実	
	(3) 保護者の会との協力	
4	保育経験の区民への還元	18
	(1) 保育経験の有用情報化	
	(2) 地域子育てに役立つ拠点	
	(3) 地域の保育施設との連携	
	(4) 地域の保育・福祉・教育機関とのネットワークの強化	
	(5) 協力者を見出す仕組みづくり	

5 保育における学びと教育との連携	21
(1) 学びの着眼点	
(2) 保育における教育	
(3) 区立子供園との連携	
(4) 小学校との連携	

第3章 保育カリキュラムの見直しと保育スキルの向上..... 28

1 保育カリキュラムの見直し	28
(1) 保育カリキュラム観見直しの必要性	
(2) 「すぎなみ対話保育カリキュラム」の開拓	
(3) カリキュラムの実践にむけて	

2 保育スキルの向上	33
(1) 専門性について	
(2) 保育者同士の振り返りと対話	
(3) 保育実践研究の充実	
(4) マニュアルに依存しない保育スキル	
(5) 保育の向上を考えるリーダー会議	
(6) 危機管理意識の向上	

第4章 保育環境の整備..... 37

1 保育環境をめぐる国や都の動き	37
-------------------------------	----

2 区の対応	37
(1) 現状と課題	
(2) 今後の施設整備計画	
(3) 保育環境の整備	

終わりに（本方針の活用にあたって）.....	39
検討経過.....	41
保育実践方針改定検討会メンバー（平成29年度）.....	43
保育実践方針改定作業部会（平成29年度）.....	44
保育実践方針改定検討会メンバー（平成30年度）.....	45
保育実践方針改定作業部会（平成30年度）.....	46

第1章 本方針の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本方針は、杉並の保育が特に大切にしたいことを柱立てし構成しているが、「全体に流れる基調」とも「全体をつなぐ横糸」ともいえる以下の4つの視点や姿勢が存在する。

「意識化」

あれもこれもやらなくてはという日常保育のなかで、重要な取組が埋没しがちだが、それをさぐり出し実践すると保育は確実に向上する。例えば、「子どものサインには全て意味があるとの捉え方」等、本方針は、意識化という視点で保育の見直しを提起している。

「振り返りと対話」

本方針は、全ての課題の実践において、保育の振り返りと対話を重要視している。子ども及び保護者との対話を深めていくに当たっても、まず保育者（保育士の他、保育に携わる全ての人を言う。以下同じ。）相互の振り返りと対話に基づく実践（チームワーク）が大前提となる。また、次の（明日の、未来の）保育を切り開く源泉ともなる。

「記録や情報の価値化と共有」

多くの実践が保育者の頭の中にしまい込まれている現状を克服し、活かしあうことができないと保育の質は高まらない。その鍵を握るのが、保育記録や情報の価値化と共有である。また、個人情報を保護しつつ園と保護者との「共育て」を進め、さらに「家庭で子育てする方々の支援」のために欠かせない取組である。

「子どもを有能な学び手と捉える「子ども観」

子どもは、一人の人間として今を生きる主体的で有能な学び手であ

る。子どもを信じ（肯定し）可能性を発見する保育、これを杉並の保育を象徴するまでに高めたい。

特に、人と心地よく交わる「共感的知性」と、物事に関心を寄せ熱中して取り組む「探求的知性」の獲得を改めて日々の保育にデザインし、じっくりと育むことが大事である。この二つの知性がバランス良く涵養されることは、大人になっていく過程において、また、大人になってからも、他者を認めつつ自らも学び、様々な困難や課題にチャレンジしていく大切な素養を身に付けていくことであり、未来に向け生かされる財産である。

以上の基調（横糸）は、言い換えると、今の保育の課題でもあるが、保育現場の努力だけでは打開できない要素も含まれ、多くの関係者の協力が必要な課題である。しかし、これらが達成されたとき、杉並の保育は大幅な進歩を遂げるのではないかと夢も膨らむ。子どもを育む保育現場は「自覚と夢」の両方を胸に、本指針を活用した日々の保育に取り組んでいきたい。

2 全体的な計画との関係

(1) 「全体的な計画」作成の観点

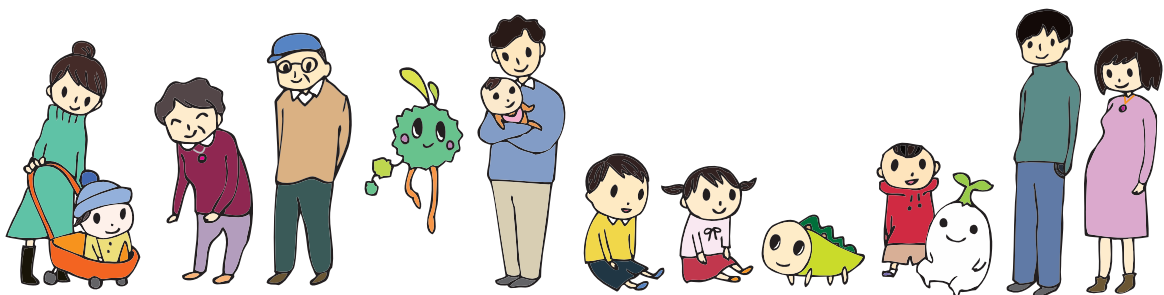
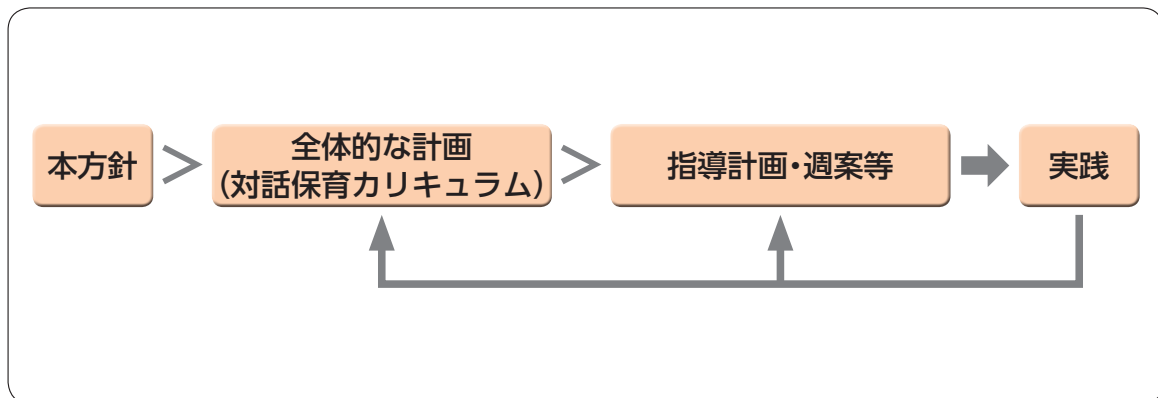
平成29年度の保育所保育指針改定において、従来の「保育課程」は、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されねばならないという趣旨から、「全体的な計画」と改称された。

「全体的な計画」を考える際、指針にある「保育の目標」から直ちに日々の活動内容が導き出されるものではなく、保育の活動のなかに目標があり、それぞれの子どものなかに目標があるという観点が重要である。また、地域性や各園の文化も大切にしたい。それらを紡ぐ検討の中から、園ごとに「全体的な計画」を作成していく。

(2) 本方針と「全体的な計画」との関係

本方針は、区として保育の質を高めていくために策定したものであり、「全体的な計画」の上位に位置する。したがって、ここに示された方針を、各園なりに工夫し「全体的な計画」に反映することが望まれる。

しかし、反映とは言っても、必ずしも「全体的な計画」に本方針の文言を組み込む必要はない。本方針の趣旨を咀嚼し、各園が保育者全員で生きいきと「全体的な計画」作成に取り組むことが大切である。



第2章 保育を高めるために

1 実体験に根ざした保育

子どもは遊びのなかで育ちます。五感（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚）のすべてを使って遊びの中で様々な体験をし、体も力強くなっていき、知性も育ってきます。また、そばにいる友達や大人とのかかわりも経験します。それは、決して快いものだけではなく、時には譲ったり我慢したりしますが、次につながる貴重な経験となっていくます。

このように、心と体のたくさんの体験を通して、子どもは知識を獲得し学びの力の基礎を育んでいきます。

しかし、核家族化、少子化、情報化、地域社会のつながりの希薄化などが進む中で、かつては誰でも普通に経験できたことが子どもの周りから消えてきています。

乳幼児期の体験は、大人になって振り返ると、自分の記憶に残るもの、定かではないものと様々ですが、子どもは今を生き、常にリアルタイムの世界で学んでいます。一つひとつの体験が、どのように次の（未来の）糧になっていくかは、子ども自身の気持ちや関心により姿をあらわしていきますが、子どもにとっての年齢にあった豊かな貴い経験を、保育園、家庭、地域がそれぞれに、また手を携えて提供することがとても大切です。

保育の中では、豊かな体験の機会を提供し、急ぎ過ぎない積み重ねの中から、子どもの自信、相手を認め思いやる力、探究心、人と交わる楽しさなど、豊かな感性と知性を育んでいくことに努めます。

実体験に根ざした保育は、今の時代だからこそ改めて意識し大切にしたい営みです。保育園でできることには限りがありますが、いまある環境を工夫し活かし、子ども達とともに精一杯豊かな体験機会をつくり出していきます。

(1) 五感と四肢発達の促進

■五感能力獲得から次の広がりへの進出をのびのびと

- 五感（聴覚・視覚・嗅覚・味覚・触覚）と、手足等の動き・前言語的な言葉とがつながっていく時期、歩き出し行動範囲が広がってい

く時期に、五感を活発にする対話、刺激、遊び等を豊かに提供し、子どもが得ようとする力をのびのびと育む。

■ざらざら・どろどろ・べたべた・ぬるぬる体験と四肢を使った活動

- 身近な生活の中で少なくなった砂や泥遊び等を通して、ざらざら、どろどろ、べたべた・ぬるぬるの体験をする。土、砂、石、水、草など自然の素材との出会いを通じ、子どもは解放された時間のなかで熱中して遊ぶ経験をする。
- 四肢を十分に使って遊ぶ。乳児期は、くぐったり、またいだり、段差や傾斜の登り降りなどの楽しい遊びを経験する。最近は歩くことが不足する傾向にあるので、月齢や年齢が上がってきたら、近隣公園等へ出かける機会を多くつくり、そこでの遊具遊び、かけっこなど、体を大きく使った経験をする。

(2) 豊かな体験の機会の提供

■仮想世界にかたよらない本物との出会いと想像力

- テレビ・ゲーム機等による受身的な仮想（バーチャル）の世界にかたよらない、現実との出会いや実体に触れる機会を大切にする。
- 子どもは、物、食べ物、生きものとの出会い、自然とのふれあい、本との対話、人との会話等のなかから、様々な夢、想像、物語を膨らませていく。それを温かく助長する。
- 音楽や劇などの文化も、本物に接してこそ子どもなりの感激、驚き、憧れ等を得ることができる。豊かな感性を培うことをねらいに、その機会を工夫し提供する。

■けんかを通じた社会性の学びと縦のつながりの経験

- けんかも一つの貴重な経験ととらえ、自己主張の仕方とその限度、相手の気持ちを理解することの大切さなど、社会性の学びにつなげる。
- 異年齢交流の活動を意識的に取り入れ、子どもは、小さい子を可愛がる、遊びを伝えあうなど縦のつながりのもつ良さを経験する。

■小傷を負う経験と危険回避の能力（賢い体）

- 擦り傷、転び傷など、子どもは小傷を負いながら育ち、危険を察知

し事故を防ぐ能力もその経験のなかで培われる。安全な環境のもとで、子どもは体をいっぱい使って遊びながら、“賢い体”を獲得する。

■思いやりと我慢・悔しさとあきらめない力（丈夫な頭）

- 友達との交わりのなかから、他人の痛みを感じ思いやる力、我慢する力、すぐに怒ったりしない“丈夫な頭”を獲得していく。
- 子ども達は、本当に悔しいことの体験を経て、それが克服・解決できたときの喜びを実感し、あきらめないことの大切さを知る。また、悲しいこと（飼っていた生き物の死など）をみんなで共有する。

■不思議の探究

- 物との出会い、生き物の姿や動き、自然現象などから、子どもが感じた不思議、探求要求を見逃さず、興味・関心を助長する環境づくりや働きかけを工夫する。
- 子どもは、不思議の世界にめぐり合う機会、例えば、氷、霜柱、影、紅葉、月、星（プラネタリウム）、砂鉄採り、アサガオ等の植物、なす・きゅうり等野菜の栽培などを経験する。

■保育に溶け込んだ食育

- いっぱい遊んでおなかを減らすと、食べることへの欲求や楽しさが自然に高まっていく。現在、園では、年長児による配膳の手伝い、栄養士や調理スタッフと子どもとの会話、食材を知る機会、食材の栽培や調理（ジャガイモ育てやそら豆の皮むき等）の体験などを各園で工夫して行っている。また、行事食や旬の食材を使用した献立を通じて、食への興味・関心を培っている。

これらは限定的な取組ではなく、日常的な遊びや生活を通して、また家庭との連続性のなかで習慣化されて定着が図られるよう、保育内容の一部として位置づけている。

(3) 体験におけるプロセスの重視

■繰り返しの中で培う達成感

- すぐには結果を求めず、「もう一回やろう」「おもしろかったね」「食べてみよう」といった積み重ね経験を大切にする。急ぎ過ぎな

い繰り返し体験の中から、子どもが自信と達成感を得られるように接する。

■即席ではなく過程を知る経験

- 即席・既製の物や情報にかたよらず、始まりから結果（結実）又は活用までのつながりを知り、経験することに努める。植物や動物が生まれてから育っていく中で姿・表情・動きの変化を知る経験、自分たちの作ったおもちゃで遊ぶ経験、自分たちが育てた野菜を食べる経験など、プロセス全体を知り、そこで子ども達が何を感じ、発見するかを大事にする。

(4) 子ども同士で考え合い協力して物事を進める力の醸成

■年長児の試行錯誤を通じた協同的な学び

- 子ども達が希望、意見の出し合いのなかで要求や発想を変化、発展させ、協力方法を見つけていく学びの力（背伸びしながら学ぼうとする力）を発揮する場と、取り組んだことを子ども達がお互いに喜び合える経験を子ども達と共にする。
- 要求の発展とは、子ども達の不確かで表面的な要求（現在の要求）を、より具体的な要求（明日の要求）につなげていくことであり、それを子ども達が自覚していく過程を大切にする。現在と明日の要求をつなぐのは、子ども達の意識や言動に芽生える必要性や必然性である。保育者は子どもとの対話や見守りのなかでそれを見出し、次の展開をデザインする。
- 実行の段階において、子どもの発想や要求は試行錯誤のなかから動的に変化していく可能性がある。保育者は子どもの要求選択肢を複数仮定し、子ども達の「協同的な学び」の実践において、あるときは実現の道筋を助言する応援者となり、あるときは子どもに思いを届ける教育者となる。

2 一人ひとりの成長発達に必要な援助の的確な提供

子どもは（人は）一人ひとり違います。

子どもが自分の中に芽生えた要求や希望を叶えていくことは、「一人の人」として成長していくことで、それは、子どもの権利です。成長の過程で他の子ども（他者）にも自分と同じような思いがあることを知り、お互いを認めつつ、調和しながら要求や希望を実現させていくプロセスを学ぶことはとても大切なことです。このことは、社会の中の一員として生きていく力になります。

乳幼児期は、心身ともに大きく成長する時期で成長の仕方は一人ひとり違います。行きつ戻りつ、立ち止まりつつの繰り返しや積み重ねから、ある日目を見張るように飛躍するなど、予測しがたい個性と潜在力を子どもは持っています。

子ども一人ひとりの今をしっかりと見つめ、その先にある未来を視野に入れ（描きながら）保育者（大人）が良きパートナーとして応答的にかかわることを再確認し実践します。

子どもは乳児期の受容の中で自分が「愛されている」「大切にされ認められている」といった安心や満足を感じます。そこから得られる自己肯定感が新しいことに挑戦するエネルギーの源になります。

また、子どもが集団の中で、成功や失敗を繰り返しながら人と交わる力を獲得していくプロセスを大切にしていきます。様々な物、自然、出来事に感じる「なぜ？ どうしてだろう？」といった不思議の探求を共有し、次の発達や将来につながる成長に結びつくよう支えていきます。

本項の「きめ細やかな個別発達援助」で述べる「子どものサインには全て意味があるとの捉え方」「発達度評価型から可能性発見型へ」「成長の連続性を意識した実践」は、方針全体の中心となる重要な課題です。これを実践の中で深め充実させていきます。

日々の保育を振り返り、語り合うなかでより良いチームワークを築き、保護者と共に子どもの成長を援助していきます。

(1) 子どもが心地よく安心できる生活

■情緒の安定

- 情緒の安定のために、保育者との信頼関係（愛着関係）をつくって

いく。子どもの成長段階と個性に応じた、きめ細かく温かみに溢れた保育者の接し方、対話が大切である。子どもの状態を理解するためには、担当保育者の思い込みにならないよう、複数の保育者による実践の振り返りや保育討議を欠かさず、子どもとの接し方等について話し合いをしながら対応する。

■大切にされ認められる満足感（子どもの自己肯定感）

- 子どもは、自分が大切にされ認められていることを感じることに
よって、のびのびと元気に育つ。また、自分が認められることに
よって、人を認め人とうまく関われる資質も身についていく。乳幼
児期に、子どもが自己肯定感をもち育つことは、その後の成長に
とって大変重要な意味をもつ。

例えば、失敗しても大丈夫と認められる経験を重ねることによっ
て、失敗することがあっても恥かしいと思わず（萎縮せず）、それ
を乗り越えていける力が育まれる。

- 保育の基本は、子どもを肯定する温かいまなざしと接し方である。
これを子どものすべての成長過程において貫く。

■環境の充実

- 小集団ですごせる人的環境や、くつろいだり、隠れたり、邪魔さ
れずに遊べる適度なスペースを設ける。子どもがハイハイし、歩き
出すような時期の行動要求に応えるため、室内だけではなく陽のあ
たる外（ベランダ・庭等）にどんどん行動範囲を広げられるよう、
安全に配慮した施設環境を確保する。乳幼児期には少人数の集団の
中で、特定の保育者との関係づくりを行うことが心身の安定した成
長の支えとなる。

■的確な援助のための保育者の専門性

- 子どもの発達について、研修等専門的知識を高める機会を設けると
ともに、園においても現場実践のなかから着実に発達に関する理解
が深まるように「経験の伝えあい」、保育者同士が共感しあって保
育をつくっていく「学びあい」に努める。

(2) きめ細やかな個別発達援助

■子どものサインには全て意味があるとの捉え方

- 子どもの発する言葉、表情、行動には、全てその子にとっての意味があると捉え、複数の保育者の専門的見地をもって、より良い援助の仕方を見出す保育を実践する。

■発達度評価型から可能性発見型へ

- 何々ができるといった発達の程度・状態は、ある一つの望ましい姿があるわけではなく、個別多様性をもつものと理解し、発達の近未来領域を描きつつ、その子の興味・関心等の伸長（潜在している又は芽生えつつある逞しい力）に着目した援助を行う。

■成長の連続性を意識した実践

- 例えば、乳児期のわがままと見える行動は、子どもの要求表現の発達に欠かせず、保育者の温かい応答によって次に歩みを進めていく。子どもの成長の連続は、継ぎ目ない大人の援助によって支えられることを再確認し、保育の営みのなかで実践する。
- 児童票等の保育記録は、担任が変わっても育ちの連続性が保たれるよう意識して作成する。

(3) 子どもの可能性への確信と成長や学びの物語づくり

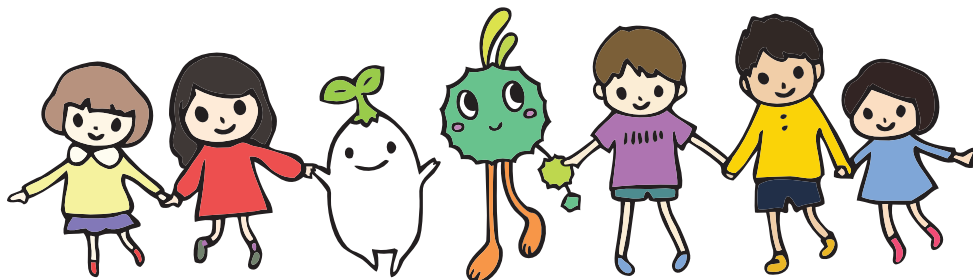
- 一人ひとりが歩んだ育ちや学びを連続した物語として刻む。歩み（物語）は、客観事実だけではなく、エピソード、保育者とのやり取りも含め、生きいきとした子どもの姿を要点記録することによってつくられる。その記録は、直近の振り返り又は中・長期に遡った考察のなかで、子どもの喜びや訴えのサインを読み取ることに役立つ。

また、未来に向けては、子どもの関心や探究心が広がっていく可能性を子どもとの対話のなかから描くことに努める。これらの物語を保護者と共有するとともに、保育所児童保育要録（以下「保育要録」という。）に要約し、小学校に伝達する。

(4) 保護者の就労・家庭生活への理解

- 子育てをする保護者の就労・家庭生活環境は、激変している。就労時間帯の多様化、核家族化、地域のつながりの希薄化などが進むなかで、保護者の努力だけでは容易に子育ての条件や環境が整わない時代背景が生じている。

子どもが安心して育つ環境は、保護者への温かい励ましと相互協力によって保たれる。保育園は、保護者の様々な困難を受け止め理解し、子育てを支援する。



3 保護者と協力した「共育て」の推進

子どもの育ちは、家庭、保育園、地域社会の輪のなかで、様々な人との関わりの総和に根ざします。特に、保護者と保育園との協力は、子どもにとって大変重要な意味をもっています。

保育サービスの受益者は、第一に子どもです。子どもが保育園において豊かな生活体験と学びを得られているかどうか（保育の質）を保育者は自問します。それ以上に保護者は、保育園での子どもの生活ぶりが気がかりなことでしょう。

子育ては、保護者と保育園の共同の営みと言われます。双方の密な協力のもとに、子どもは、安心してのびのびと育っていくことができます。しかし、保護者の仕事や生活は多忙化し、保育園側も長時間保育等が広がるなかで、お互いが余裕を失い、子育てについてのコミュニケーションが不足がちになっています。

いまの時代、改めて、保護者と緊密に連携し子育てをすることがとても大切になっています。そのために、杉並区の保育園では、子どもへの思いを共有し、保護者と保育者とが緊密な協力・連携を図りながらパートナーとして一緒に子どもを育てていく保育の実践である「共育て」を進めます。

保育の記録を、現場で保護者本人に開示（閲覧）することとし、子どもの状態をお互いが共有できるようにしました。閲覧の際には、子どもの状況を伝えあい相互の信頼や理解が進みます。また、送迎の際のあいさつ、短い会話のなかでも、子どもの様子を生きいきと伝えるコミュニケーションに努め、常に気持ちに通い合っているような保育をめざします。

子どもを育てることの楽しさや素晴らしさを、保護者とともに感じあう保育、上手くいかない時も悩むこともあります。家庭と保育園とが、表に現れる姿のみでとらえず、子どもの心の深いところから理解するように努め、一緒に悩み考えていく保育を実践します。

(1) 保育情報（記録）の保護者との共有

■保育記録の保育園における開示

- 「共育て」には、保護者と保育情報（記録）を共有することが大変重要である。平成20年度から、児童票、保育日誌、指導計画等を、

園において当該児童の保護者に開示（閲覧）することを実施した。子どものより良い育ちや園保育の向上につなげていくため、園と保護者とで共有度を高めていく。また、小学校に送る「保育要録」についても、杉並区立保育園においては、「保育要録」も保護者と共有する。

■園と家庭とで子どもの様子の伝え合い

- 園保育の様子の掲示、写真・ビデオでの説明、連絡帳での相互伝達、送迎時の会話など、様々な方法と機会を活用して、園と家庭での子どもの様子を伝え合う。連絡帳には園や家庭でのエピソードなどもなるべく盛り込み、生きいきとした伝え合いになるように努める。
- 「障害のある子ども」や「配慮を要する子ども」が集団の一員として生活し学んでいくための保育上の配慮について、園では心理職による巡回指導を受け、保育者のスキルアップと保護者支援のために助言を得ている。園と家庭とが養育について相互理解を深め、保護者の不安の軽減や解消につなげる。

(2) 保護者とのコミュニケーションの充実

■園(保育者)と保護者との対話の充実

- 子育ての感動を園と保護者がお互いに伝えあい、喜びをともにするコミュニケーションマインドを基本にする。また、一日保育士体験などの保育参加を通じて、保護者がかかえる子育ての悩みや不安、園保育の疑問等について気軽に打ち明けてもらい、率直な相談や意見交換を行っていくことのできる関係をめざす。
- 毎日の送迎時、一言、二言であっても気軽に子どもの様子を伝え合うなど、子どもを中心に、園と保護者の気持ちが常に通じている状態にするように努める。
- 園が持っている子育てに役立つ情報、本や資料を活用してもらい、また保育経験を話し、子育ての参考にしてもらえるように努める。

■保育者のコミュニケーションスキルの向上

- 保育者は、子どもの様子、状態、保育の方針等を分かりやすく伝え

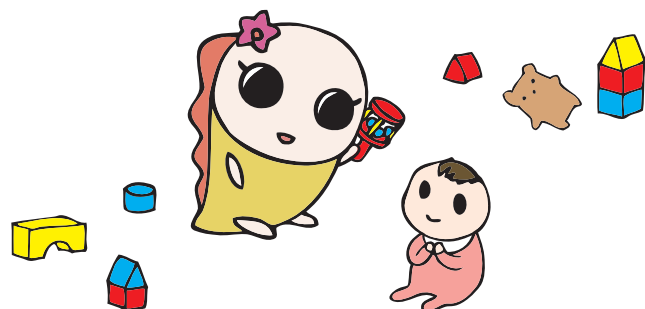
ることのできる記録方法（書き方）を学ぶ。

- 保育の振り返り、省察は、できるだけ複数の保育者の目、複数の見地を交えて行い、一人ひとりの子どもやクラスの保育方針を見出ししていく。また、省察や方針の保護者への伝え方、「共育て」にむけた対話の仕方等に関するスキル向上をめざす。
- 子どもの成長・発達過程等について保育者の理解を深め、保護者からの多様な質問や疑問に応えられる力量を身につける。健康、障害などに関する専門知識も学び、より広い見識を備えるように努める。
- 一人ひとりの子どもの家庭での生活を関係職員で共通理解する。
- 多くの保護者の就労や生活の背景にある現代的な問題を理解するための学習を行う。

(3) 保護者の会との協力

- 各園で保護者の会との協力関係を深めることは大変重要である。

園と保護者の会が手を携え、子どもの成長を支えていく関係づくりが望まれる。園と保護者の会とは、相互の率直な問題提起を通じて、改善・解決に向けた組織的な協働が期待される。園は、保護者の会の自主性を重んじつつ側面から活動の支援に努める。



4 保育経験の区民への還元

保育園の役割として、地域支援や保護者支援が必要とされています。

区立保育園がこれらを行っていくとき、保育園で積み重ねる子育て経験（ノウハウ）は、保育者だけのものではなく、区民と共有すべきものという基本的な姿勢をもつことが大切です。そのため、「支援」と言わず敢えて「還元」という表現を使いました。

さて、従来から園においては、ふれあい保育や身体測定など、在園児以外の地域住民も対象とした様々な保育の提供が行われていますが、それらは園が区民に保育を提供するという姿勢に基づくものでした。

しかし、保育園の保育経験等を区民に「還元」という考えに立ったとき、保育における多くの取組は、今までとは異なった意味をもってきます。

子どもとの関わりのなかで経験する喜び、見通し、成果、反省などを、保育者だけではなく、園の保護者や家庭で子育てをする保護者にも知ってもらい、共有する意識で保育がなされると、日々の保育は、一過性のものではなく、区民と共有する有益な子育てノウハウを蓄積する営みとなります。

それらの実践記録は、杉並区民の子育てに役立つ財産となっていきます。また、保育者同士が保育研究を深めていく素材となり、実践研究の進展を促します。

区立保育園は、園などが行う行事や地域交流などをきっかけに、子育てについて気軽に保護者と対話し、励まし、また保育経験の積極的な発信によって子育ての経験を広く区民と共有し、地域社会全体に子育ての理解と共感が広がっていくことに貢献します。

(1) 保育経験の有用情報化

■有用情報化と発信

- 保育園は子育ての事例とノウハウの宝庫である。これを発掘・整理し区民に分かりやすく活用してもらえるように有用情報化する。同時に、新たな事例を蓄積していく。保育経験（ノウハウ）の区民還元を行っていくための基礎となる作業であり、時間はかかるが着実に進めていく。
- 整理・蓄積が進んだら、インターネットを使った紹介、園の保護者

に対しては、園便り等の紙誌や直接対話による紹介など、様々な手段を用いて発信している。また保育経験だけではなく、杉並の保育が取り組む保育像、各園の紹介・保育実践なども発信していく。結果として区立保育園への理解と共感が広がっている。

なお、有用情報化の取組は、保育者の保育事例共有や保育研究を促進し、杉並の保育を高めていくことにつながる。

■子育て直接対話・体験へのいざない

- 有用情報の発信は、子育てに悩む人、意見を聞きたい人などとの直接対話につながってくることが望まれる。さらに聞きたい、保育を見たいといったとき、是非、気軽に園においでくださいという能動的メッセージを込め発信する。向かい合って話すこと、子どもの遊び方、接し方、食べさせ方等を保育スタッフとともに実体験してもらうことが、子育ての悩みや精神的負担等を和らげ自信を得る良い機会になると考えられる。

(2) 地域子育てに役立つ拠点

■地域に根ざした保育園ならではの活動

- これらの事業（催し）での出会いや交流をきっかけに、保育園は家庭（地域）で子育てする人たちにも役立つ施設であることを知ってもらう。事前の電話連絡で気軽に来園でき、子育ての個別相談も受け付けており、また、子どもへの接し方や遊ばせ方、咀嚼や嚥下機能等の発達に応じた食事の与え方等について体験できる施設であること等を周知する。

(3) 地域の保育施設との連携

- 近年の保育需要の増加に伴い、区内には多くの私立保育施設が開設されてきた。こうした中で、区全体としての保育の質の維持向上を図っていくため、区内の保育施設長が情報交換や保育を語ることでできる地域懇談会の開催、保育課の保育士が相談に乗るシステムづくりなどを進め、区立保育園が蓄積してきたスキルをそれぞれの施設で活用できるようにしていく。

さらに今後、区立保育園の一部を「中核園」として位置づけ、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等を行い、保育実践の向上を図る。

- 区内には規模や環境の違う様々な保育施設が存在するが、この実践方針や、研修、巡回相談などを活用しながら、杉並の保育の質の維持・向上を図る。子育て世代を応援し、未来を創る子ども達の育ちを共に支えていく。

(4) 地域の保育・福祉・教育機関とのネットワークの強化

■子どもに関わる各機関の連携強化

- 区の「要保護児童対策地域協議会」を構成する保育園、児童館、保健センター、小学校、児童相談所など乳幼児に関わる機関で、それぞれのノウハウを伝え合い重複する役割を整理・分担し連携強化を図る。
- 地域とのつながりが無い家庭や、一人親家庭、虐待が心配される家庭、ひきこもりの家庭など様々な状況に置かれている家庭について、関係行政機関及び民生委員、主任児童委員等が一体となって支えていけるよう連携する。

(5) 協力者を見出す仕組みづくり

- 保育園の活用を進める際、園と区民とをつなぐ協力者がいることが望まれる。

区民が子ども連れで保育園を訪れるとき（特に最初は）、敷居の高さを感じることあるかも知れないが、一緒に連れてきた子どもが園で様々な遊びを体験するとき、遊び方や他の子どもとの接し方をリードしてくれる協力者がいると、円滑に園の活用を進めることができる。引き続きその開拓・活躍にむけた仕組みをつくっていく。

5 保育における学びと教育との連携

乳幼児期、成長していく中で学んでいくことは多岐に渡りますが、この項で言う「学び」とは、困難や不確実なことに対して、出来るようになりたい、知りたい、楽しめるようになりたいといった要求に根ざすチャレンジであり、学びの本質をさします。

困難等は、一人ひとりの子どもによって異なります。その子にとって難しいこと、不確実なことに取り組むことが、その子にとっての意味ある「学び」であって、大人の要求や尺度、平均的な成長・発達度を通して見るのでは、「学び」の芽を見落とすことになりかねません。

「学び」は文字どおりプロセスです。幼児期、プロセスとしての「学び」の楽しさや意味を経験することは、学校に入ってから大人になっても学び続ける力の基礎を育むことであり、保育・教育にとって最も大切にされるべきことです。

養護と教育の違い、保育園と幼稚園の違い、その一元化等が長く議論されてきました。特に、文字・数字の学習が話題にのぼり、その違いが保育園と幼稚園の差異と受け止める傾向も見られます。しかし、実際は、保育園も文字・数字に親しむ取組があり、幼稚園の教育も生活習慣や情操の育みを含め幅広いものです。幼児期に文字や数字を知ることは、単に学校に上がっていくためではなく、子どもにとって、“今”の「学び」の一つであり、「学び」そのものを広げる糧となることに重要な意味があります。言葉、文字、数字が少しずつでも分かるようになると、子ども自身の関心の持ち方が変わり、「学び」の可能性が広がっていく姿があらわれてきます。

子どもの成長には、大人の方からきっかけを提供することや、教え育む働きかけが必要です。しかし、それが仮に、過度の結果志向（成長・発達評価型）や押し付け等に陥ったとき、子どもの「学びの力」の芽を摘んでしまうことに十分な留意が必要です。「学びの力」の育みは、保育園、幼稚園ともに大切な課題であり、そのアプローチの仕方に違いはあっても、本質的に異なるものではありません。

「子どもは遊びの中で育つ」と言われます。遊びは、乳幼児期の成長・発達にとって欠かせない条件です。しかし、遊びのなかでの「学び」というものを再度しっかりと意識し、対話的な保育実践をもとに組み立てする必要があります。保育園で過ごす時間（期間）は長く、それを活かした遊びと学びの保育を実践のなかで開拓していきます。

(1) 学びの着眼点

●遊びのなかで、子どもが何にチャレンジしようとしているのかを洞察することに努める。チャレンジの結果、子どもが得る達成感を一緒に受け止める。しかし、結果をほめるにしても、子どもが、ほめられるためにやる又はほめられたらそれで満足してしまうといった傾向に陥らないように留意する。チャレンジは結果よりもプロセスに着目し、一つのチャレンジは、それに連続する「学び」や別の様々な「学び」を生む可能性を秘めていると考え、子どもの関心の動きを見つつ次の展開を予想する。子どもの「学び」とその物語（軌跡）は、次のような要素をもって展開されることを意識した保育を行う。

- ①関心を持つ。
- ②熱中する。
- ③困難や不確かなことに立ち向かう。
- ④子ども同士が「学び」をめぐる相互関心が芽生えコミュニケーションする。
- ⑤「学び」のなかで、相手を思いやり、考え、責任をもって行動する。

●また、「学び」の捉え方として、次に留意する。

- ①子どもを肯定的にとらえ、やろうとしているところに目をつける。
- ②できたか、できなかったではなく、育っているところを見つける。
- ③子どもの視点で学びを捉える。

(2) 保育における教育

㊦基本的視点…乳幼児は今を生きる主体的で有能な学び手

二度と経験することができない乳幼児期の生活と学びは子どもにとって固有の価値をもっている。乳幼児期を、就学や社会人になるための準備期間として捉えるのではなく、子どもは、一人の人間として今を生きる主体的で有能な学び手であると理解する。

その子どもの学びのため、学びを生きいきと広げていくための知性、論理、環境（風土・雰囲気）を、保育者との対話や教育によって、子ども達が手に入れられるように努める。言葉の学習、文字・数字の読み書きも、その活動の一つとして位置づけ、子どもの関心と学

びを楽しくより意味あるものに、かつ広げるために役立つ内容を想定する。

①教育者としてのかかわり

保育とは、養護と教育を併せ持つ営みである。保育所保育指針においては、「養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要である」と述べている。

保育における養護とは、子どもの生命を保持し、その情緒の安定を図るための保育士等による細やかな配慮の下での援助や関わりを総称する。

保育における教育は、ゼロ歳児の時期から年長児に至る全期を通じ、保育者の「教育要求」と子どもの「活動要求」との交し合いのなかで行われる。その営みにおいて保育者が主導（教育）する比重、逆に受け止め役になる比重は、形成される能力の性質によって異なり、また子どもの成長・発達の段階によって変化していく。

次にあげる5つの基本的能力は、保育者が教育者として主導し形成されるもの、子どもの能動性や自発性を促すことによって醸成されるもの、そして対等の立場での要求の交し合いによって創り出されるものと、それぞれ性質が異なる。

保育における教育の充実とは、これらを理解したうえで、日々の保育における子どもの活動要求（思い）を把握しながら、教育する側の働きかけのあり方を考察し、次のより良い関与の仕方、提供する教材、遊びや学びの環境等を見い出す取組を進歩させることであると考えられる。

●生活習慣の獲得

子どもが生きていく（自立）能力や、生活習慣・文化を身につけていく基礎的力の獲得は、五感の発達や心地良い身体感覚を身につけることに始まり、食・睡眠・排泄リズムを身につけ、言葉を得、まわり（含む自然）と自分との関係を知るようになり、さらに生活習慣や暮らしのルールを覚え……と、乳児期から幼児期まで連続するが、この育ちは、保育者が主導する比重が大きい。

●共感的な知性の育み

保育者（人）と関わる機会を基礎に、わらべ歌、あやし歌、絵本・紙芝居といった「文化（財）」をはさんで楽しく経験を積み重ね、共感力や情操を発達させていく育ちには、子どもからというよりも、むしろ保育者側から活動が企画され届けられる。子どもと文化・経験を共有しながら進めることに特徴があり、子どもの中に、人と交わるうえで大切な「共感的な知性」を豊かに育むうえで大変重要である。

●探求的な知性の育み

子どもに自発的遊びの要求が芽生え、物や事象（自然・植物等）へ関心を向け、みたて遊び、つもり遊び、ごっこ遊び、お絵かき、造形など、やり方を模倣的に探求的に伸ばさせていくといった力、論理的思考の発達については、子どもの自発性や能動性が十分に発揮されるように環境を整え、子ども主体の関係を重視する。



●運動する力の育み

保育者とのかかわりの中で、寝返りやハイハイに続いて二足歩行ができるようになり、体を動かすことの楽しさを実感し、やがて、自由になった身体で様々な動きを獲得する。リズム遊び・運動、乳幼児運動プログラム、なわやボールなどの道具を使った遊びなどに取り組むなかで、友だちと教え合いながら、体のコントロールの仕方等を身につけていく。保育者は、子どもの主体性を大事にしながら、子どもの身体的発達を理解し系統的に指導する。

体力、運動能力を培う遊びは、保育者がやって見せ、子どもの関心や挑戦心を誘引することや、仲間同士で楽しく運動あそびをするきっかけづくりをするなど、保育者が指導するかかわりが必要だが、大切なことは、子どもの活動要求と指導意図との活発な交し合いである。

●子ども達による創造性の発揮

乳児期から着々と育まれる共感的知性と論理思考の集大成として、子ども同士が協同して取り組むものを、保育者と子ども達との対等の

やり取りの中から創出する。子ども同士の要求や主体性がぶつかり、交錯し、子ども同士でチャレンジし、一つのものを創造する「学び」を経験する。

(3) 区立子供園との連携

㊦ 子供園の発足と幼保一体化

平成18年度から、保育園と幼稚園の両施設の機能をあわせもつ「認定こども園」制度が国において発足した。これに対して杉並区では、平成22年度以降、区立幼稚園を発展的に転換して、区独自の幼保一体型施設である「杉並区立子供園」（以下、「子供園」という。）の整備を進め、平成25年度までに区立幼稚園6園全園の子供園化を終えた。

子供園は、従来の区立幼稚園と保育園の機能を融合させ、保護者の就労形態にかかわらず幼児（3歳以上）を受け入れる施設である。このように幼稚園において保育の預かり機能が求められるに至っている。

一方保育園においては、新たな保育所保育指針にも見られるように、幼児教育を行う場であることが重視されるに至っている。

幼稚園と保育園は、長い歴史を有し、それぞれに特色ある教育・保育を蓄積してきている。両施設の機能の融合や連携にあたっては、お互いの特長を生かし、相互理解を深め、就学前教育・保育を更に一層充実させていくことが求められている。

㊧ 就学前教育・保育の発展

保育園も子供園も、子ども達が主体的に遊びに取り組む中で、学びに向かう力を養うことを大切にしている。子供園には保育士が配置され、幼稚園教諭とともに教育・保育を行っている。

今まで培ってきた保育園・幼稚園双方の実務経験を活かし、お互いの経験や知見を出し合いより良いものにしていく視点が重要である。

「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」等に基づく子供園の実践を踏まえながら、教育・保育の充実を図ってきた。

「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」が改訂され、新たに「幼児教育において育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに

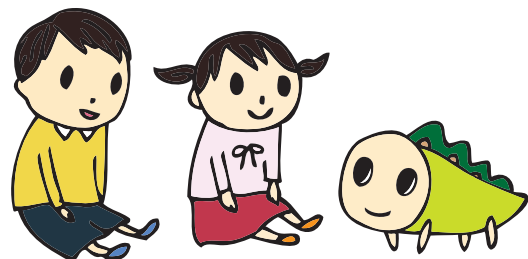
育ってほしい姿」が明記されたことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むのかという視点で、平成30年1月に杉並区立子供園育成プログラムを改訂した。「育成プログラム」に基づき、各子供園の特色を生かした年間指導計画等を作成し、教育・保育を行っている。



(4) 小学校との連携

- 小学校との連携は「杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラム」等に基づき、計画的に取り組んでいる。それらはイベント的な交流だけでなく、保育者と教師が話し合える機会を設け、子どもの育ちのほか、大人の関わり方を伝え合い、子どもの見方を継続していけるようにしていくことも連携の大切な要素である。また、子ども同士の交流は、就学に向けて期待を高める取組となる。
- 「保育要録」が単に子どもの発達状況等の留意事項を記すものであるならば、その子どもにとって、あまり意味がないものとなる。保育園で過ごした時期、子どもの学びの軌跡は、保育者同士でも語りつくせないほどの出来事の集積である。その中から小学校でも生きいきと学び、過ごすために伝えたいことを要約し作成する。

保育園での子どもの成長を、学びの連続（学びの物語）として記すことができたならば、学校に伝えるべき積極的事柄が見えてくる。「学びの物語」の取組は、一朝一夕に進展することではないが、そのような視点をもって「保育要録」を充実させていく。
- より支援が必要な子どもに対し、子どもの育ちを支えるための資料として、平成17年度にスタートした就学支援シート「すばる」に就学前の子どもの様子、保護者の思いを記入し、小学校へつなげていくことで、乳幼児期から学童期への支援の継続を図る。



第3章

保育カリキュラムの見直しと 保育スキルの向上

第2章「保育を高めるために」を進めるためには、手立て（手法）と保育者のスキル向上が必要です。本章では、その手立てとなるであろう保育カリキュラムの見直しと保育スキル向上にむけた視点等を述べます。

1 保育カリキュラムの見直し

(1) 保育カリキュラム観見直しの必要性

- 保育は、プランを作成し、実行し、評価し、またプランニングすることによって営まれ、第1章に述べる実践もその営みのなかに位置付けられる。したがって、指導計画等の保育カリキュラムの性格や役割をどのように考えるか（保育カリキュラム観）は、本方針の推進にとって大変重要である。

注：カリキュラムについて

「カリキュラム」とは、ラテン語を語源とし「走路」といった意味を持つが、一般的には「教科プログラム」のようなものと受け止められており、区の保育においては、「指導計画（月案・週案含む）」がこれに相当するものです。

また、「走路」とは、大人が設定する子どもの進む道という意で捉えるむきもあるが、子ども自身が主体的な意思や要求をもって見出し進む道という理解が大切である。保育者は、その水先案内や援助の役割を果たす。

- 保育プランや意図が稀薄なその場あわせの対応では、子どもの成長・発達はおぼつかない。しかし、子どもの育ちは計画を立ててもそのとおりには進まないことが多い。プランをもとに保育実践に入り、子どもの喜び、不満、衝動など心の動きや求めているものを、子どもの表情、しぐさ、行動、会話などから汲み取り、次の保育の方法（プラン、働きかけ方、長・短見通し等）を考え、実践し、また振り返る。この繰り返しが保育である。

いままで、保育カリキュラムは≒指導計画として捉えられ、多忙な保育現場において、計画の実行が目的化される傾向もあった。また、

子どもとの対話からは、次の保育又は子どもが育つ力の様々な動機が得られるが、それを意識化できない、あるいは断片的な捉え方で終わっているのではないかとの反省もある。

本方針の推進においては、実践のおおもとになる保育カリキュラムの性質や役割（カリキュラム観）を見直し、生きいきとした子どもの成長とやりがいのある保育を前進させる「活きた仕組み」となるように開拓していくことが必要である。

- その基本になるのは、子どもとの対話に根ざしたカリキュラム像である。この保育実践方針は、「実体験に根ざす保育」「一人ひとりの……」「保護者と協力した共育て」などの柱を掲げ、向こう約10年間の実践の拠りどころにしていくこととした。その中でも、例えば、「子どものサインはすべて意味があると捉える保育」「発達度評価型から可能性発見型へ」「育ちの連続性を意識しそれを支える保育」などは、まさに子ども主体の応答的で対話的な保育の営みが鍵を握る。また、保護者との「共育て」も同様である。

本方針の実践には、理念的で（対話⇒保育のあるべき姿）、かつ理念に終わらず日々の保育のなかで絶えず追求する手立て（カリキュラム⇒保育プロセスづくり）を、保育者が共にすることが必要である。また、対話に根ざしたカリキュラムの実践は、子どもの育ちと学びの物語を創っていく取組である。

これを目指すことによって、また保育を支える諸条件の改善によって、第一章に掲げた一連の柱立てには、未来に向け、取組の太い流れがつくられる。



(2) 「すぎなみ対話保育カリキュラム」の開拓

保育カリキュラム像

保育者の成長・発達の願いと子どもの活動要求とを響き合わせ、
育ちと学びを刻み描くカリキュラム

杉並区立保育園の保育カリキュラムは、保育者と子どもが、対話的（応答的）な保育の営みの中から子どもの育ちと学びの履歴と未来をつくり出していくための、「計画と実践の総体」と定義します。これを『すぎなみ対話保育カリキュラム』と呼び、本方針の実践と不可分の取組として開拓していきます。

保育カリキュラムは、子どもの発達の道筋をもとに、保育実践と子どもの変化等を踏まえ作成されているが、作成の主体は保育者であり、実施し評価するのも保育者である。

これを、子どもと保育者が両者主体となって、対話的な関係からつくり出す「計画と実践の総体」と定義し直す。このことによって、カリキュラムは保育者が作成するものという捉えかたが見直され、子どもと保育者とのやり取り等の関係性のなかから生成されるという性格を持つようになる。

(3) カリキュラムの実践にむけて

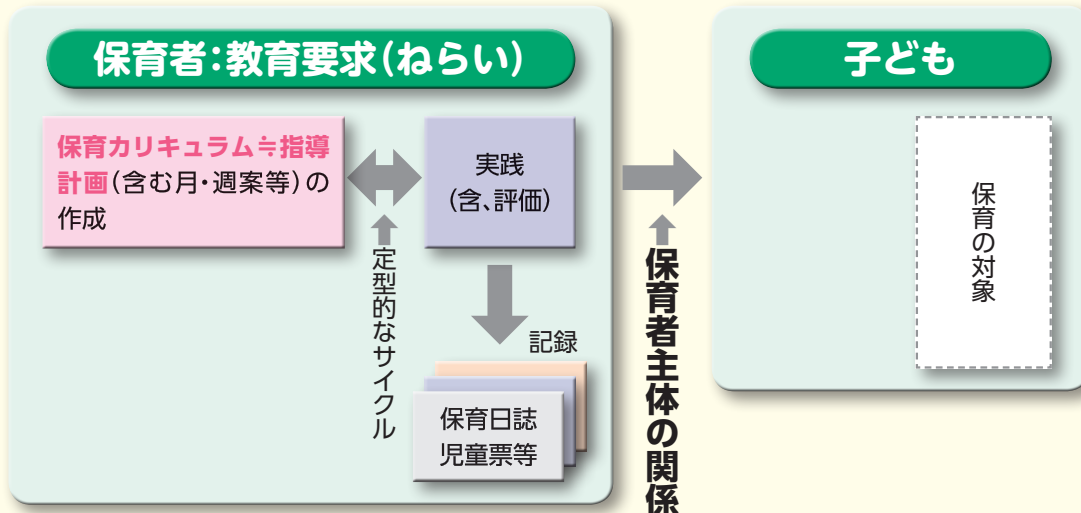
- 「すぎなみ対話保育カリキュラム」は、実践のなかから姿を変えていく可能性を想定している。プランニングは大切だが、それが子どもと対話する実践において揉まれ揉み、すっかり変わってしまうこともあり得る。子どもの自我が強まる時期、そして知性が進むにつれ、プラン（ねらい・予想）と結果をめぐる葛藤も高まり、保育者にとってスキルを磨くことの必要性も高まる。対話保育カリキュラムは、実践をもって内実が生成されるといった柔軟な発想をもつことが、大切である。
- このカリキュラムは、すべてを文字化しなくてはならないものではなく、文字にあらわすこと以前に、試行錯誤のなかで次の保育方法を見出すプロセスこそを重視する取組である。しかしまた、日々の記録こ

そが、この取組の成否を決するキーワードになる。保育のなかで、子どもとの対話のなかで気づいた変化、疑問、喜び、悩み等をメモし、それをもとに、保育者集団が次の一手や方向について話し合い、実践を試みる。その繰り返しが子どもとの物語づくりにつながっていく。

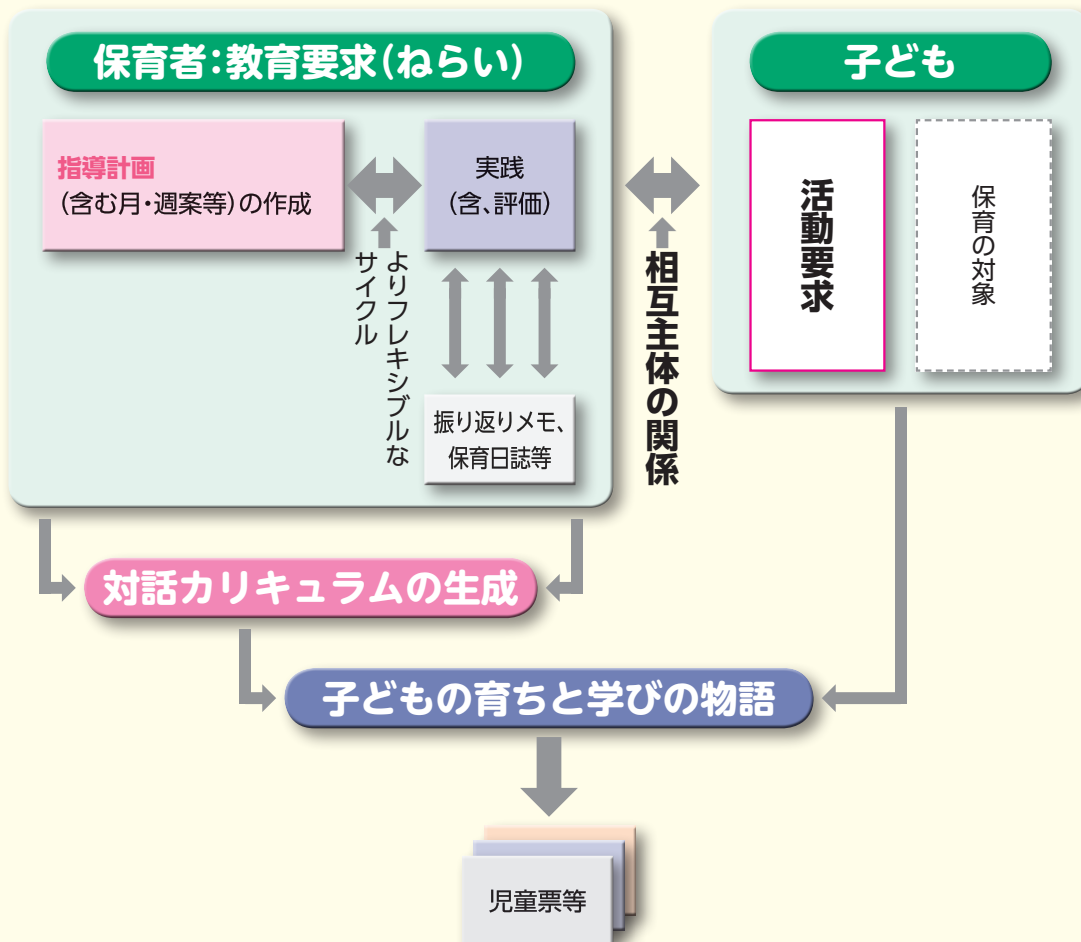
- 物語は、日常的には連絡帳や保育日誌に刻まれ、さらに児童票等に連続した育ちの記録となって描かれる。保育日誌や児童票は、子どもの育ちや学びを描く大小のキャンバスのように存在するものとなっていく。そこには歩んだ軌跡だけではなく、子ども（達）のもつ関心や未来にむけた可能性も描かれる。以上の物語は、保護者と共有される。すなわち、子どもの物語は、子ども、保育者、保護者によって創られる。
- 「すぎなみ対話保育カリキュラム」の開拓方法と具体化について、本方針が仔細を述べることはできない。まさに保育実践と保育研究のなかから紡ぐものである。その鍵を握るのは、保育者同士の対話（話し合い・討議）である。保育に関する疑問、悩み、喜びを、ためらうことなく打ち明け合う関係が、すべての出発点である。改めて、そのような風土をつくることに努めたい。
- 改定にあたり

杉並区の保育は、本方針を活用した保育実践の中で、各保育園の保育士が目の前の子どもと対話し保育実践の振り返りの中で積み重ねてきている。第3章に記されている保育カリキュラムの見直しと「すぎなみ対話保育カリキュラム」は、確立された取組となっているとは言えないが、「すぎなみ対話保育カリキュラム」と本方針の実践は不可分の取組として、今後は更に推し進めていかなければならないものだと考える。

保育者主体の保育(典型)



対話的な保育



2 保育スキルの向上

(1) 専門性について

保育需要が高まる中、保育士の専門性はますます問われている。

保育士の専門性は、知識と経験が必要であるとされる。保育士が子どもと関わり実践を深めることや、互いの実践を振り返り、学びあうことは、目の前に子どもがいないと発揮されない。

また、保育士を始め、保育に携わる保育者として、その子が何を求めているのか、何が不満や苦痛になっているのか、子どもの気持ちを誰よりも理解し、子どもの発達過程を踏まえつつ、その対応を見出し、少しでも背伸びができるよう、道筋がつくようにしていくのが保育者である。保育の専門性とは、そのとき初めて具体的に姿（真価）をあらわす。知識と経験を積むことは大切である。しかし、子どもの対応や接し方は一人ひとりの子どもによって異なり、既定の処方せんといったものがないのが保育である。

その意味で、知識や経験の蓄えに比例して保育の専門性の向上が図られるとは言い切れない。保育の専門性とは、それほどの奥深さを持つものである。

一人ひとりの専門性を高めていくだけでなく、保育実践や保育内容に関する職員の共通理解を図り協働性を高めていくことも、保育の質の向上を目指していくうえでは大事なことである。

(2) 保育者同士の振り返りと対話

本方針の実践には、保育者同士の感性や見地を交し合うこと、すなわち、対話を通じた専門性の突合せがすべての取組に必要なことになる。また、対話するにあたっては、日々の保育、子どもの様子に関する感想や見解を出し合うようにすることが欠かせない。例えば、振り返りのためのショートメモなどを各保育者が作成し、保育検証のミーティングに活用する。それをもとに次の保育プランを考案していく等のプロセスづくりに努めたい。それらの取組は、本方針を支える日常的で不可欠な保育実践になることと思われる。また、子どもの学びの物語づくりに結実して

いく。

保育での悩み、疑問、そして“ひらめき”を含む新鮮な発想を遠慮なく出し合い討議する風土、保育経験の長短を超えて率直に意見を交す風土、これが保育のスキルと質の向上を約束するものである。

なお、保育所保育指針における「保育の内容等の自己評価」においても、保育士等が自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない、その際の留意点として、自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にする旨が規定されている。

保育はチームワークのなかで、自分と他者との感性や意見の出し合いのなかで磨かれていく。その取組がなされることこそが大切である。

(3) 保育実践研究の充実

保育の研修において、最も効果の上がるのが園内研修であると言われる。もちろん集合研修は保育知識を仕入れるうえで大変重要である。しかし、それが日常保育を考えあう討議や研究に結びついていかないと、本当の意味でのスキル向上は図れない。

各園では園内研修に取り組み職員の意識が高まってきているが、さらに保育の課題を見出し、解決策を提案する保育研究にまで高めていくことが今後求められる。保育研究を進めることは容易ではないが、実践における成果や悩みを出し合い、園内で実践研究し、かつ各園を超えて全園で共有し研究を深めていくことは、杉並区全体の保育スキルの向上を促進する。保育研究の充実は欠かせない課題であり、研究体制を整えるなどして推進していく必要がある。

(4) マニュアルに依存しない保育スキル

保育において、保育そのものをマニュアルにそって実践しようとするのは、保育の専門性を高めていくことにつながらないことが多い。どんなにマニュアルを整備しても、保育は保育者と子どもとの関係性のうえに動的（フレキシブル）に成り立つものである。

マニュアルが保育を画一化させる方向に作用するならば、保育の専門性にとってむしろ弊害ともなる。そのようなことを深慮し、杉並区においては、保育統一マニュアルは作成しない。

「保育はマニュアルでは出来ない」とする感性や誇りを大切にし、子どもとの対話、保育者同士の感じ方と意見の交し合いのなかから、スキルの向上をめざす。

(5) 保育の向上を考えるリーダー会議

平成20年に、保育情報の保護者との共有をきっかけに、「保育の向上を考えるリーダー会議（旧 情報リーダー会議）」が組織された。これは各園2名のリーダーを選出し、園長・主査と共に保育の柱として保育の質の向上を進めていこうという意図でつくられたものである。本方針の実践において、この会議が果たす役割は大きい。全園の保育の取組が横断的に情報交換され、お互いに刺激を受け合い、それを園に持ち帰って報告・検討し、各園の実態に合わせて実践して、より質の高い保育を目指していく。リーダー会議は、引き続き保護者との情報共有を進めつつ、さらに幅広く保育の質の向上のための意見交換等を行っていく。この活動が各園において保育討議を活性化させ、保育者のスキル向上（人材育成）をもたらす。本実践方針の現状や展開を情報共有していくうえでも、貴重な役割を果たす会議である。

また、区民に保育経験を還元していくうえで欠かせない保育経験の有利用情報化においては、今後のリーダー会議の役割は重要である。

(6) 危機管理意識の向上

子どもたちの育ちの支援において、日常的に子どもの安全の確保に努めることが大切である。安全に配慮した施設環境の確保とともに、事故対応や不測の事態に対する準備を整え、いざというときの動きを予めマスターしておくことが必要である。

東日本大震災では、子どもの安全確保や保護者との連絡など、多くの教訓を得た。杉並区は、これまでの体制や対応を検証し、災害への備えを万全にする取組を行い、災害時の対応への意識を高めている。

子どもの命を守るための危機管理については、職員一人ひとりの意識
ならびに組織的な取組が不可欠である。危機発生時における組織的な対
応、安全な環境の整備を引き続き行っていくことが大切である。

なお、子どもの生活を保障するために保育園が知り得た個人情報の取
り扱いについては細心の配慮が必要である。



第4章 保育環境の整備

1 保育環境をめぐる国や都の動き

平成27年4月1日施行の「子ども・子育て支援法」では、保育は措置から保育の必要性に基づく認定制度へ移行し、確保量等の計画的な取組と地域型保育事業と連携する園設定などが義務付けられ、制度が大きく変化した。

また、子ども・子育て支援法による地域型保育事業（小規模保育事業や家庭的保育事業など）は、平成31年度末までに代替保育の支援や園庭利用、行事参加、合同健診、合同研修の実施、卒園後の受け皿等を担う連携園を定めることになっている。

2 区の対応

(1) 現状と課題

女性の就業率の高まりを背景に増加した保育需要に伴う待機児童を解消するため、平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、より一層の施設整備を行い、精力的に保育定員の増大を図った結果、平成30年4月の「待機児童ゼロ」を実現した。今後も保育需要は増加する見込みとなっていることから、引き続き認可保育所を核とした施設整備を図るとともに保育の質を十分に確保する取組を充実させて、働きながら安心して子育てできる環境整備を進めていく必要がある。

(2) 今後の施設整備計画

「杉並区実行計画」（平成31～33年度）において、2,120人分の定員を確保し、認可保育所に入所を希望する全ての方が認可保育所に入所できるよう、認可保育所の計画的な整備を進めるとともに、認可外保育施設の認可移行を図る。

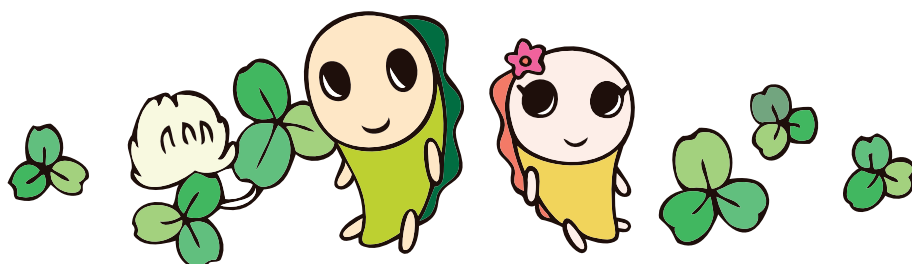
(3) 保育環境の整備

子どもたちが保育園で、安全に、安心して、安定して育つために保育環境の整備は欠かせない。そのための保育施設の基準（面積、職員配置、屋外環境）の設定は、良好な保育環境の確保のために極めて重要である。

東京都保育所整備・運営基準によれば、「保育室等の基準設備は、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。」としている。しかし、杉並区では、良好な保育環境の確保のため0歳児の保育室の面積は5.0平方メートルを基準としている。

また、保育所の職員についても、「満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6人に1人以上」のところ、1歳児については、5人に1人の保育士を配置している。

国は、待機児童解消対策として面積基準と保育士人材確保の対策として職員配置基準を国基準とすることを働きかけているが、良好な保育環境の確保のために杉並区基準を維持していく。



終わりに(本方針の活用にあたって)

本方針は、杉並区立保育園の長い歴史のなかで、初めての統一的な保育実践方針です。検討の過程で模索したのは、これまで保育者として培ってきた経験等をもとに、いま保育で何を大切にし、子ども達の未来に向けどのような実践に努めるべきか、また、保育スキルや保育の質の向上にはどのような手立てが必要なのか、といったことです。

その結果、「実体験に根ざした保育」以下、本方針の構成は、保育現場の思い、日ごろの保育のなかで改めて強く意識したいこと、今後の実践のなかで開拓していくこと等を重点化し取り上げることとしました。保育には、障害児保育、緊急なニーズに対応する保育など、様々な課題がありますが、本方針は網羅的に保育課題に言及するのではなく、全ての課題に通じる取組を盛り込みました。

しかし、本方針の実践期間として想定している今後約10年間程度を目途に、方針に掲げたことがらに粘り強く取り組むことによって、様々な課題も伴って克服され、総体として保育の進歩がもたらされるものと考えています。

保育は、常に試行錯誤です。実践を積み重ね検証していくことが進歩を支える唯一の方法です。本方針が掲げる課題の取組は、時間がかかっても現場の創意で磨かれ、全園で共有され進化していくようなプロセスこそが大切です。また、それが、地域の子育てをする保護者にとっても分かりやすく役立つものとなるように工夫されていくことを望みます。

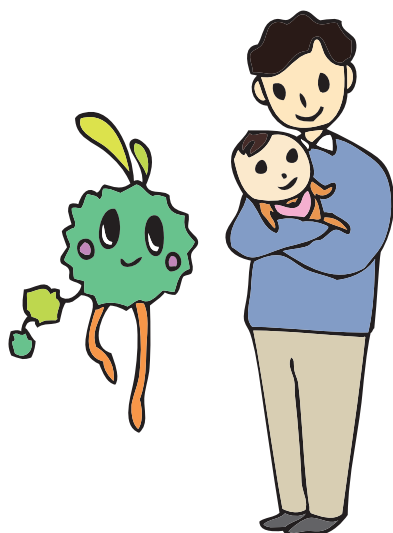
また、区立保育園と一体となって杉並の保育を担っている、私立保育園や各保育施設においても、本方針が可能な限り活用されることを期待します。

●改定にあたり

保育をとりまく区や社会の状況の変化を鑑み、この方針の見直しを行いました。

これまで区立保育園が培ってきた保育の基本的な方針は、保育所保育指針の改定や時代の流れに左右されず、継続されるべきものだと改めて確認しました。また、保育の質の維持・向上のために区立保育園が新たに取り組んでいかねばならない課題の多さや、担うべき責任について認識を深めました。

本方針に基づいて日々の保育が実践されていく中で、杉並区全体の保育の質の維持・向上が果たされることを期待します。



検討経過

開催日		主な検討内容
第1回	平成30年1月12日(金)	【第1回検討会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育実践方針改定の必要性と意義の確認 (保育を取り巻く環境の変化・保育指針の改定) ・ 改定のスケジュール案について ・ フリー討議
第2回	平成30年2月6日(火)	【第2回検討会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育実践方針改定の必要性と意義 ・ 改定箇所についての意見交換
第3回	平成30年2月15日(木)	【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> * 「第2章 保育を高めるために」 ・ 実体験に根ざした保育について ・ 区立子供園について ・ 食育について
第4回	平成30年2月19日(月)	
第5回	平成30年3月9日(金)	
第6回	平成30年3月13日(火)	
第7回	平成30年3月28日(水)	【第3回検討会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討経過確認 ・ スケジュール確認
第8回	平成30年4月12日(木)	【第4回検討会・作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義確認、スケジュール確認 * 「第2章 保育を高めるために」 ・ 保護者と協力した「共育て」の推進
第9回	平成30年5月2日(水)	【作業部会】 <ul style="list-style-type: none"> * 「第2章 保育を高めるために」 ・ 保護者と協力した「共育て」の推進 ・ 保育における学びと教育との連携
第10回	平成30年5月21日(月)	

開催日		主な検討内容
第11回	平成30年7月26日(木)	【作業部会】 ＊「第3章 保育カリキュラムの見直しと保育スキルの向上」 ・保育スキルの向上 ＊「第4章 保育環境の整備」
第12回	平成30年8月28日(火)	
第13回	平成30年9月26日(水)	【作業部会】 ＊「第1章 本方針の基本的な考え方」
第14回	平成30年10月1日(月)	
第15回	平成30年10月15日(月)	【作業部会】 ・保育実践方針改定にあたって
第16回	平成30年10月18日(木)	
第17回	平成30年11月1日(木)	【作業部会】 ・終わりに(本方針の活用にあたって)
第18回	平成30年11月2日(金)	
第19回	平成30年11月5日(月)	【作業部会】 ・最終原稿確認
第20回	平成30年11月28日(水)	【第5回検討会】 ・最終原稿確認

保育実践方針改定検討会メンバー(平成29年度)

平成30年1月

	所 属	氏 名
1	保育課長	武井 浩司
2	保育施設支援担当課長	毛利比登志
3	井草保育園園長	加藤 恵
4	松ノ木保育園園長	池上 雅代
5	浜田山保育園園長	高山由美子
6	永福南保育園主査	大林 裕子
7	高円寺東保育園主査	西大條秀美
8	荻窪南保育園	岩瀬 美希
9	西荻北保育園	吉村 真子
10	阿佐谷南保育園	佐藤 裕子
11	中瀬保育園	橋本 優香
12	保育課子供園・幼稚園担当係長	小塩 尚広
13	保育課保育巡回支援担当係長	小山 玲子
14	保育課保育支援係栄養士	石井理恵子
15	保育課保育支援係栄養士	久保 久恵

事務局	保育課管理係長	青木 博巳
	保育課管理係主査	増田 賢二
	保育課保育支援係長	奥田 恵子
	保育課保育支援係主査	森泉 由香
	保育課保育支援係	柿沢 繁子
	保育課保育支援係	中田 成子

保育実践方針改定作業部会(平成29年度)

	所 属	氏 名
保育内容	井草保育園園長	加藤 恵
	松ノ木保育園園長	池上 雅代
	浜田山保育園園長	高山由美子
	永福南保育園主査	大林 裕子
	高円寺東保育園主査	西大條秀美
	荻窪南保育園	岩瀬 美希
	西荻北保育園	吉村 真子
	中瀬保育園	橋本 優香
	阿佐谷南保育園	佐藤 裕子
	保育課保育巡回支援担当係長	小山 玲子

	所 属	氏 名
食 育	保育課保育支援係栄養士	石井理恵子
	保育課保育支援係栄養士	久保 久恵
	保育課保育巡回支援担当係長	小山 玲子

	所 属	氏 名
子供園	保育課子供園・幼稚園担当係長	小塩 尚広
	永福南保育園主査	大林 裕子
	高円寺東保育園主査	西大條秀美
	堀ノ内子供園主査	永久 昌子
	高円寺北子供園主査	相澤 朗子

保育環境
(事務局)

保育実践方針改定検討会メンバー(平成30年度)

平成30年4月

	所 属	氏 名
1	保育課長	武井 浩司
2	保育施設支援担当課長	樋口 拓哉
3	井草保育園園長	池上 雅代
4	浜田山保育園園長	高山由美子
5	井荻保育園主査	長谷川弘子
6	永福南保育園主査	今西 昌子
7	荻窪南保育園	岩瀬 美希
8	西荻北保育園	吉村 真子
9	阿佐谷南保育園	佐藤 裕子
10	中瀬保育園	橋本 優香
11	保育課子供園・幼稚園係長	開 雄史(~30.6)
		谷合 直樹(30.7~)
12	保育課保育巡回支援担当係長	加藤 恵
13	保育課保育支援係栄養士	鈴木 桂子
14	保育課保育支援係栄養士	久保 久恵

事務局	保育課管理係長	青木 博巳
	保育課管理係主査	清水 史子
	保育課保育支援係長	奥田 恵子
	保育課保育支援係主査	森泉 由香
	保育課保育支援係	柿沢 繁子
	保育課保育支援係	宮腰 松美

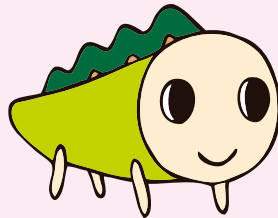
保育実践方針改定作業部会(平成30年度)

	所 属	氏 名
保育内容	井草保育園園長	池上 雅代
	浜田山保育園園長	高山由美子
	永福南保育園主査	今西 昌子
	井荻保育園主査	長谷川弘子
	荻窪南保育園	岩瀬 美希
	西荻北保育園	吉村 真子
	中瀬保育園	橋本 優香
	阿佐谷南保育園	佐藤 裕子
	保育課保育巡回支援担当係長	加藤 恵
	保育支援係	小山 玲子

	所 属	氏 名
食 育	保育課保育支援係栄養士	鈴木 桂子
	保育課保育支援係栄養士	久保 久恵
	保育課保育巡回支援担当係長	加藤 恵

	所 属	氏 名
子供園	保育課子供園・幼稚園係長	開 雄史(~30.6)
		谷合 直樹(30.7~)
	永福南保育園主査	今西 昌子
	井荻保育園主査	長谷川弘子
	堀ノ内子供園主査	永久 昌子
	高円寺北子供園主査	相澤 朗子

保育環境
(事務局)



杉並区立保育園 保育実践方針

平成31年3月発行

登録印刷物番号

30-0112

編集・発行: 杉並区保健福祉部保育課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111 (代)

●杉並区のホームページでご覧になれます。
<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>